

カドマイスター展示会出展業務委託事業者評価基準

令和5年6月1日

(目的)

第1 カドマイスター展示会出展業務委託に関し、別に設置するカドマイスター展示会出展業務委託事業者選定委員会にて選定を行うため、必要な事項を定める。

(審査方法)

第2 申請書類の審査及びプレゼンテーションの審査により、委託事業者を選定する。

(審査項目)

第3 第2に掲げた審査については、カドマイスター展示会出展業務委託事業者選定委員会にて行うこととする。

2 各項目4段階で評価することとし、提案内容に対して次の基準にて点数を付与するものとする。

- (1) 非常に優れているもの 4点
- (2) 優れているもの 3点
- (3) 多少不十分であるもの 2点
- (4) 不十分であるもの 1点

3 審査項目及びかけ率は次のとおりとする。

審査項目	内容	かけ率	配点
①業務の実施体制	○業務遂行のために適切な人員配置及び役割分担がされているか。 ○発注者との連絡調整が速やかに行える体制となっているか。	1	4
②業務実施スケジュール	○工程ごとに具体的な作業が明記され、効率的で実効性の高い提案がされているか。	1	4
③出展ブースの装飾、レイアウト、運営	○カドマイスター企業の技術力の高さや、「門真市=ものづくりのまち」としてのブランドイメージを効果的に表現できているデザインコンセプトであるか。 ○近年高度化の著しい自治体等のブースの意匠に対し、差別化を図るとともに、優位性を有するものであり、より多くの来場者を誘引するポテンシャルを有するデザイン、レイアウトであるか。	5	20

	○来場者がスムーズに目的の製品、技術を有する企業にアクセスでき、かつ快適に商談できるレイアウトとなっているか。		
④PRコンテンツの制作	○カドマイスター企業の技術力の高さや、「ものづくりのまち」としてのブランドイメージを効果的に表現できるものであるか。 ○制作したPRコンテンツが、展示会終了後においても、企業や本市が効果的に活用できるものであるか。	3	12
⑤オンライン商談	○新たな試みであるオンライン商談において、多数の商談並びに引き合い件数を確保するための工夫、仕組み、体制が構築されているか。 ○オンライン商談をスムーズに実施するとともに、セキュリティを確保した実施体制となっているか。	3	12
⑥広報	○川下企業等潜在的なターゲットに対し効果的に来場を促すための戦略、取組みとなっているか。 ○会期中、来場者に配付するパンフレットについて、ブースの案内のみならず、展示会終了後においても市内企業又は本市への引き合いを誘引する工夫がなされているか。	2	8
⑦参加企業に対するフォロー	○展示会等への出展経験の少ない企業等を中心に、展示会におけるマッチング拡大に資する十分なフォロー体制が構築されているか。 ○受託事業者、参加企業間の連絡等をスムーズに実施できる体制となっているか。	2	8
⑧フォローアップ調査及び成果報告書	○公金を使用し実施する事業であることに鑑み、事業のコストパフォーマンス、展示会実施による経済効果、参加企業が得た効果などを的確に捕捉するとともに、今後の事業の方向性などについて今後の事業実施においてフィードバックできる内容であるか。	1	4

⑨展示会の受注実績	○これまで受注した同様の案件の実績について、十分な成果を生み出しているか。	1	4
⑩市内製品等の活用	○ブースで使用する備品等について市内中小企業者等が製造した製品を活用し、展示会において効果的にPRできているか。	2	8
⑪その他応募者からの企画・提案等	○仕様書に定める事項以外において、独自の効果的な提案がなされているか。 ○仕様書5. 業務内容 (4) ③に定める「会期中、誘客に資する企画」について効果的な提案がなされているか。	4	16

4 各項目の評価に対し、前項に掲げるかけ率をかけ、各選定委員の得点を合計して、平均したものが評価点となる（満点は100点）。

（選定方法）

第4 第3の2の審査項目についての集計結果をもとに、最高評価点となった参加申込者を委託事業者として選定するものとする。なお、最高点の者が複数の場合は、次の順位で優位に評価するものとする。

- (1) 審査項目「③出展ブースの装飾、レイアウト、運営に係る提案」における得点が高い者
- (2) 審査項目「⑪その他応募者からの企画・提案等に係る提案」における得点が高い者
- (3) 提案価格が低い者（内容評価の項目において、順位が決定しない場合）

（選定事業者の辞退等）

第5 第4において選定された委託事業者が辞退等で、委託を受けることがなくなった場合は、第3の4における評価点が次に高い業者を選定する。ただし、基準点に満たない場合は選定しないものとする。

2 参加申込者が1者のみの場合は、その事業者について審査を行い、評価点が基準点を超える場合は選定する。ただし、基準点に満たない場合は委託事業者として選定しないものとする。

3 基準点は60点とする。